

平成 27 年度 豊田通商留学生奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、豊田通商株式会社(代表取締役社長加留部 淳 氏)のご支援により、「平成 27 年度豊田通商留学生奨学金」(以下「奨学金」という。)の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は、日本の大学に在籍する様々な国からの優秀な私費外国人留学生に対して、奨学金を支給することによって在学中の経済的不安を緩和し、学習効果を高めると同時に、国際交流を促進し人材の育成に寄与することを目的とする。

2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者である豊田通商株式会社(以下「奨学金提供者」という。)は、昭和 23 年に設立され、金属、グローバル生産部品・ロジスティクス、機械・エネルギー・プラントプロジェクト、自動車、化学品・エレクトロニクス、食料、生活産業・資材の 7 本部における各種商品の輸出入取引、外国取引および関連商品の製造・加工・販売サービスの提供や事業投資等を行い、世界中に持つネットワークと国際協業のノウハウ、またトヨタグループの中で培った強みを十分に発揮し、総合商社として新しい事業領域への挑戦を果敢に続けておられる。

奨学金提供者は、豊田通商国際育英会を通じて 22 年間にわたり約 120 名の留学生へ奨学金を支給した実績を持っており、国際的な社会貢献活動の継続を目指すと同時に、様々な海外諸国との国際交流を促進し良好な友好関係を構築することを趣旨として、資金を提供された。

3. 応募資格

原則として次の各号の条件を満たす者。

- (1) 平成 27 年 4 月においてわが国の大学の学部 3 年次に正規生として在籍する私費外国人留学生で、26 歳未満の者。「わが国の大学」は、奨学金提供者と協議の上選定した指定校制とする。また、在留資格は「留学」であること。
- (2) 経済・法律等の社会科学、人文科学及び理学、工学を専攻する者。
- (3) 将来、日本と自国の発展のために貢献する意欲のある者。
- (4) 留学の目的及び計画が明確で、留学の効果が期待できる者。
- (5) 在籍する大学(以下「大学」という。)の長の推薦を受けることができる者。
- (6) 平成 27 年 4 月以降において、他の奨学金の支給を受けない者。

4. 採用人数

15 名程度

5. 奨学金月額

100,000 円

6. 支給期間

平成 27 年 4 月より平成 29 年 3 月までの 2 年間とする。

7. 推薦方法

- (1) 奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、応募者が 3 に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、8 に掲げる推薦書類を、理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、依頼文のとおりとする。

8. 推薦書類

- (1) 願書(様式 1。原則として日本語で記載されたもの。) 1 通
- (2) 応募者の写真(最近 6 か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) 1 葉
- (3) 学業成績証明書 1 通
- (4) 大学の長による推薦書(様式 2。推薦理由は指導教官等が記入すること。) 1 通

9. 学内締切日

平成 26 年 10 月 24 日(金)までに国際課留学生係に提出願います。

10. 選考及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、書類審査等の上受給者を決定し、平成 27 年 2 月中を目途に大学を通じて通知する。

11. 奨学金の支給等

別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12. 奨学金受給者の義務

- (1) 受給者は、原則として、奨学金の返還義務を負わない。
- (2) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、理事長に提出しなければならない。
- (3) 受給者は、奨学金提供者主催の、事業内容の理解促進に係る交流会やボランティア活動等の案内があった際は、原則として参加しなければならない。なお、第 1 回目の交流会は平成 27 年 4 月 3 日(金)または 10 日(金)に、豊田通商株式会社東京本社(品川)において、開催を予定している。
- (4) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学・就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。

13. 奨学金給付の停止または終了

- (1) 大学を長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 奨学金受給者の義務を怠った場合
 - ② 大学を休学または留年した場合
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合
- (3) 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合は、受給決定を取り消す。
- (4) 大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期休暇・休学の扱いとならなければ支給を継続する。

14. 個人情報の取扱いについて

奨学金の応募書類に記載された個人情報は、本制度のために利用され、その他の目的には利用されません。

15. 問合せ先

豊橋技術科学大学 国際課 留学生係

Tell : 0 5 3 2 - 4 4 - 6 5 4 6

E mail : koushien@office.tut.ac.jp

以上